医療機器の営業所管理者の資格について(医薬品医療機器等法施行規則第162条)

(1)高度管理医療機器等の販売又は貸与に関する業務に3年以上(指定視力補正用レンズのみの販売等を行う場合は1年以上、プログラム高度管理医療機器のみの販売等を行う場合は従事経験不要)従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者

〇公益財団法人医療機器センター

http://www.jaame.or.jp/

TEL 03-3813-8156

〇一般社団法人日本ホームヘルス機器協会

http://www.hapi.or.jp/

TEL 03-5805-1910

〇公益財団法人総合健康推進財団

https://k.s-kenko.org/

TEL 03-6262-7131

〇一般財団法人保健福祉振興財団

https://hokenfukushi.or.jp/

TEL 096-213-1600

(2) 厚生労働大臣が(1) に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者(次表)

厚生労働大臣が認める者	資格を証明する書類	備考
医師、歯科医師、薬剤師の資格を 有する者	医師免許証、歯科医師免許証、薬剤師免 許証	
総括製造販売責任者の資格を有	卒業証書、卒業証明書、製造実務経験年 数証明書等の総括製造販売責任者の資 格を有することを証明する書類	ア 大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、 電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を 修了した者
		イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した後、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に3年以上従事した者
		ウ 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の品質管理又は 製造販売後安全管理に関する業務に5年以上従事した後、別 に厚生労働省令に定めるところにより厚生労働大臣の登録を 受けた者が行う講習を修了した者
医療機器製造業の責任技術者の 資格を有する者	卒業証書、卒業証明書、製造実務経験年 数証明書等の責任技術者の資格を有す ることを証明する書類	ア 大学等で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、 電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を 修了した者
		イ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、 薬学、医学又は歯学に関する専門の課程を修了した者

		ウ 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、物理学、化学、生物学、工学、情報学、金属学、電気学、機械学、薬学、医学又は歯学に関する科目を修得した後、医療機器の製造に関する業務に3年以上従事した者
		エ 医療機器の製造に関する業務に5年以上従事した後、厚 生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者
医療機器の修理業の責任技術者 の資格を有する者	厚生労働大臣の登録を受けたものが行う 医療機器修理業責任技術者基礎講習修 了証書	医療機器の修理に関する業務に3年以上従事した後、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者
改正法附則第7条の規定により薬機法(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験に合格したとみなされた者のうち、同条第2項の登録を受けた者	販売従事登録証	旧法の薬種商販売業許可を受けた店舗の適格者で販売従事 登録を受けた者
	財団法人医療機器センター及び日本医科 器械商工団体連合会が発行する販売管 理責任者講習修了証書	(平成 6 年から平成 9 年にかけて開催していた講習であり、 現在は実施していない)